

破砕業（破砕前処理及び破砕工程）を行うにあたって

1 破砕業者（破砕前処理及び破砕工程）とは

破砕業者（破砕前処理及び破砕工程）は自動車リサイクル法（以下、単に「法」といいます。）に基づき解体業者又は他の破砕業者から引き取った解体自動車を再資源化基準に従って適正に処理し、自動車破砕残さを自動車製造業者に引き渡す役割を担っており、宮城県内（仙台市を除く。）の事業所で破砕業を行うには、知事の許可が必要です。（法第67条）

破砕業者が行う事業の範囲には圧縮・せん断を行う「破砕前処理」工程の他、破砕を行う「破砕」工程があります。「破砕前処理」工程又は「破砕」工程のいずれか一方で許可を取得した後に、事業の範囲を変更して「破砕前処理」工程と「破砕」工程の両方を行う場合は、知事の変更許可が必要です。（法第70条）

2 破砕業（破砕前処理及び破砕工程を含む）を行うために必要なこと

(1) 破砕業者（破砕前処理及び破砕工程を含む）の義務について

● 引取義務（法第17条、第18条）

解体業者から解体自動車の引取り又は他の破砕業者（破砕前処理工程のみ）から破砕前処理後の自動車の引取りを求められたときは、これを引き取ること。

<注意事項！>

◎正当な理由がある場合を除き、解体業者又は他の破砕業者（破砕前処理工程のみ）から解体自動車の引取りを拒むことはできません。
（正当な理由：天災、使用済自動車への異物混入がある場合等）

● 再資源化の実施義務（法第18条）

- ・破砕前処理を行うときには、解体自動車に異物を混入しないこと。
- ・破砕処理を行うときは、解体自動車に異物を混入しないこと。
- ・解体自動車から技術的かつ経済的に可能な範囲で鉄、アルミニウム、その他の金属を分別して回収すること。

● 解体自動車の引渡義務（法第18条）

引き取った解体自動車について自ら破砕前処理又は破砕処理を行わない場合は、速やかに他の破砕業者に引き渡すこと。

● 破砕前処理後の自動車の引渡義務（法第18条）

破砕前処理を行ったときは、自ら破砕するか他の破砕業者（破砕前処理のみを行う事業者を除く。）又は解体自動車全部利用者に引き渡すこと。

ただし、解体自動車全部利用者に引き渡す場合は、その事実を証する書面として、引渡先である解体自動車全部利用者が作成した次の事項を記載した書類を5年間保存しなければならない。

～記載事項～

- ・引渡しを行った破砕業者の氏名又は名称
- ・解体自動車全部利用者の氏名又は名称
- ・解体自動車の引取りを行った年月日
- ・解体自動車の車台番号

● **自動車破碎残さの引渡義務（法第18条）**

破碎を行った際は、自動車破碎残さを自動車製造業者等の定める引取基準（表1）に従い、自動車製造業者等に引き渡すこと。

表1 自動車破碎残さ引取基準

性状	異物	異物（非自動車・事前選別処理品目）の混入がないこと
	水分・土砂含有率	降雪寒冷地においてのみ、個別破碎業者ごとに設定した値以下であること
荷姿	荷積み形態	自動車破碎残さの飛散や雨水が浸入しない運搬形態であること
	運搬単位	電子マニフェスト上で登録済みのトラック単位での運搬であること（原則として10tトラック以上）。なお、自動車破碎残さ発生量の少ない破碎業者には特例を設定
	異常な水漏れ	荷室内より水漏れの無いこと
引取方法	引取場所	自動車製造業者等が定める指定引取場所であること
	引取のタイミング	事前の取決めに従ったタイミングでの搬入であること
	移動報告	要件を満たした電子マニフェスト上の引渡報告が行われていること

● **移動報告の義務（法第81条）**

- ① 解体自動車を引き取ったとき
- ② 解体自動車を他の破碎業者又は解体自動車全部利用者に引き渡したとき
- ③ 自動車破碎残さを自動車製造業者等又は指定再資源化機関に引き渡したとき

以上の場合には、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターへの移動報告を行うこと。

● **標識の表示（法第72条）**

事業所ごとに、公衆の見やすい場所に破碎業者であることを示す事項、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載した標識（縦及び横それぞれ20cm以上）を掲げること。（許可証を掲示することで、対応することも可能です。）

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録について

移動報告は、パソコン又はFAXを利用して行うことができますが、移動報告を行うには、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必ず必要になります。

登録の方法については、自動車リサイクルシステムのウェブサイト

(<http://www.jars.gr.jp/>) を参照して頂くか、自動車リサイクル事業者情報登録センター（050-3786-8822（平日9:00～18:00、土日祝日休業））に直接お問い合わせ下さい。

(3) 廃棄物処理法の遵守について

イ 廃棄物処理法上の使用済自動車の取扱について

使用済自動車はその金銭的価値の有無にかかわらず全て廃棄物処理法上の廃棄物として扱われますので、その処分・収集又は運搬、保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従う必要があります。

ロ 破砕業者の廃棄物処理法に係る特例について

- ・その事業の範囲内における使用済自動車等の処理・運搬・積替保管にあたっては、廃棄物処理法の処分業、収集運搬業許可は不要です。
- ・解体業者から使用済自動車等を引き取る際又は他の破砕業者、解体自動車全部利用者に解体自動車を引き渡す際に、廃棄物処理法に基づく委託契約書を両者の間で締結する義務はありません。
- ・廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付も不要です。

<注意事項！>

◎解体自動車、破砕前処理後の自動車、自動車破砕残さの運搬を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者
に委託することが必要です。この場合、廃棄物処理法上の産業廃棄物管理票（マニフェスト）は不要ですが、委託契約書は必要です。

◎他者が引き取った解体自動車等の廃棄物の運搬を受託する場合は、産業廃棄物
収集運搬業の許可が必要です。（特例は、あくまで自らが引取りを行った解体
自動車、破砕前処理後の自動車、破砕処理後自動車破砕残さについて、廃棄物
処理法上の許可が不要となるものです。）